

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(案)

1 基準の検討状況(全体)

項 目		条例委任 類 型	検討内容	市の考え方	備 考
○ 基本方針等					
1	基本方針	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
○ 人員に関する事項					
2	職員数(配置基準)	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
3	職員の資格要件	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
4	職員の専従	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
○ 設備に関する事項 ※					
5	構造	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
6	建物 設 居室面積	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
	備 個別に検討	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
○ 運営に関する事項					
7	運営規程	参 酌	預り金管理の徹底を図るため、金銭管理規程の作成、管理状況報告その他業務に関する規定を追加するか。	既に指導等で実施済みであるので、独自基準は設けない。	
8	非常災害対策	参 酌	東日本大震災の経験等を踏まえ、基準省令以上の規定を設けるか。	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
9	記録の整備	参 酌	帳簿・記録の保存年限の延長(現行2年保存)。全ての帳簿書類を対象とするか又は一部給付に係る書類のみとするか。	介護保険法では2年時効とされているため、期間を延長する根拠がなく、また、事業者の負担が増える。指導で求めることとし、独自基準は設けない。	
10	サービス提供困難時の対応	参 酌	—	※介護サービス事業所等については、国省令以外にも、高齢者虐待防止法の適用あり。	
11	入退所	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
12	入所者の処遇に関する計画	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
13	処遇の方針	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
14	介護(一部)	従うべき	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
15	食事	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
16	相談及び援助	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
17	社会生活上の便宜の提供等	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
18	機能訓練	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
19	健康管理	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
20	入所者の入院期間中の取扱い	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
21	施設長の責務	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
22	勤務体制の確保	参 酌	職員研修の充実を図るため、研修機会の確保等を義務化するか。	国省令等に研修機会の確保が義務化されているため、国省令どおりとする。	
23	衛生管理等	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
24	協力病院等	参 酌	協力歯科医療機関についても協力病院と同様に義務化するか。	指導等で対応する。条例義務化とすると事業者の負担となる。	
25	秘密保持等	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
26	苦情処理	参 酌	苦情に対する処理結果の公表や第三者の関与など努力義務規定を追加するか。	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。必要に応じ指導等で対応。	
27	地域との連携	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
28	事故発生防止及び発生時の対応	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
○ その他					
29	暴力団及びその関係者の排除	—	運営に関し暴力団の支配を排除、申請者(法人)及び人員(職員)から暴力団員を排除する規定を新たに設けるか。	他法令等で規定が設けられているため、あらためて規定は設けない	

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(案)(詳細)

2 基準の検討状況(個別詳細)

項 目	委任の 類 型	検討内容	市の考え方
(1) 設備に関する事項			
① 居室の定員	参 酌	【国省令】 居室の定員は「1人」とすること。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。	【市基準(案)】 国省令どおり  【理 由】 現在設置している「やまびき荘」については、2人部屋としているので、国省令と同様とする。
② 居室の位置	参 酌	【国省令】 地階に設けてはならない。	【市基準(案)】 国省令どおり  【理 由】 緊急災害時を想定の上、規定しているため国省令どおり。
③ 廊下の幅	参 酌	【国省令】 廊下の幅は、1.35m以上、中廊下の幅は、1.8m以上	【市基準(案)】 国省令どおり  【理 由】 原則自立できる人の施設のため、現状で狭いとの指摘がないため。国省令は、非常時の円滑な避難を目的として定められた基準であり、妥当な数値と思われる。
(2) その他			
① 環境保全等への取り組み		省エネルギー対策、県材利用、地場食品利用の推進等の規定を新たに設けるか。利用者のサービス向上につながる環境保全等への取り組みを新たに設けるか。	条例では規定を設けず、指導指針・要綱等で規定するに止める。